安城市は夫婦等※1の新生活を応援します！

令和7年度 安城市 結婚新生活支援補助金

補助金額

夫婦等※1ともに39※2歳以下なら！

1世帯あたり 最大30万円

または

夫婦等※1ともに29※2歳以下なら！

1世帯あたり 最大60万円

対象世帯（主な要件）

- 令和7年1月1日以降に婚姻届等※3を提出した世帯
- 夫婦等ともに婚姻届等を提出した日における年齢が39歳以下の世帯
- 夫婦等の所得を合算した額が500万円未満の世帯

など

対象費用

※令和7年4月1日から令和8年3月15日までに支払った費用が対象

- 結婚等に伴う住宅の取得費用
- 結婚等に伴う住宅のリフォーム費用
- 結婚等に伴う住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、および仲介手数料
- 結婚等に伴う引越費用

申請期間 令和7年6月1日(日)～令和8年3月15日(日)

※予算が上限に達した時点で、受付を終了する場合があります

対象世帯について、詳しくは裏面のフローチャートをチェック!!

※1 夫婦またはパートナーシップの関係にある方　※2 婚姻届等の提出日における年齢　※3 婚姻届またはパートナーシップ宣誓届

対象世帯フローチャート

START

婚姻届またはパートナーシップ宣誓届の提出日は、
令和7年1月1日から令和8年3月15日までの間ですか。

いいえ →

はい ↓

婚姻届等の提出日における年齢※は、**夫婦等ともに39歳以下**ですか。

※年齢計算に関する法律第2項および民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます

いいえ →

はい ↓

令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）における**夫婦等の所得を合算した金額は、500万円未満ですか。**
（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦等の所得を合算した金額から年間返済額を控除できます）

いいえ →

はい ↓

以下すべてに該当しますか。

- 申請対象の住宅が安城市内にあり、申請時において夫婦等ともに住民票の住所が申請対象の住宅と同じです
- 夫婦等の一方が、過去に本補助金（類似する他の市町村等の補助金を含む）の交付を受けていません
- 夫婦等ともに市税を滞納していません
- 夫婦等ともに申請日以後も安城市内に住み続ける意思があります

いいえ →

はい ↓

原則対象となりません

対象となる可能性があります！

申請を希望する方は、安城市HPをご参照のうえ、窓口申請または電子申請で必要書類をご提出ください。

安城市HPはこちら

申請・問合せ先

安城市 こども健康部 こども課

TEL 0566-71-2292　E-mail shien@city.anjo.lg.jp